平成２９年（フ）第４３号
石川県河北郡津幡町井上の荘２丁目63番地
債務者　上野　利弥
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１２号
石川県加賀市山代温泉東山町８番地、従前の住所石川県加賀市山代温泉16の36番地３
債務者　上原　晋平
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２９年（フ）第５号
石川県鹿島郡中能登町春木１部５番地５　コーポとりや２―502
債務者　小林　紀史
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２９年（フ）第８号
石川県七尾市大和町ヌ部14番地３　たから荘３号、従前の住所石川県七尾市沢野町ナ部12番地　髙垣方
債務者　片山八江子
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２９年（フ）第３９号
長野県大町市平7525番地　市営住宅借馬団地48―69
債務者　鳥羽　芳美
1　決定年月日時　平成29年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第１２号
長野県下伊那郡豊丘村大字神稲11385番地２
債務者　壬生ディアン
1　決定年月日時　平成29年３月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２９年（フ）第８号
静岡県賀茂郡東伊豆町稲取1500番地の３　サイトウアパート２Ｆ
債務者　小柴美千子
1　決定年月日時　平成29年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２９年（フ）第５４号
三重県鈴鹿市池田町752番地の２
債務者　森田桂一郎
1　決定年月日時　平成29年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第５５号
三重県鈴鹿市池田町752番地の２
債務者　森田　志歩
1　決定年月日時　平成29年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３号
徳島県阿南市橘町豊浜38番地15　豊浜マンション205号室
債務者　小塩　勝己
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２９年（フ）第４２号
大分市今津留２丁目７番６―301号（コムフォート21）
債務者　田金　倫子
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第６６号
鹿児島県日置市吹上町湯之浦2914番地（市営湯之浦団地303）
債務者　松山　智子
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１０１号
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘５丁目16番地３　グランビュー桜ヶ丘102号
債務者　床並秀太郎
1　決定年月日時　平成29年３月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１０２号
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘５丁目16番地３　グランビュー桜ヶ丘102号
債務者　床並　友理
1　決定年月日時　平成29年３月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第５５号
佐賀市本庄町大字袋396番地11
債務者　安川　　登
1　決定年月日時　平成29年３月21日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４号
大分県豊後大野市三重町秋葉96番地１
債務者　岸本　壯一
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
大分地方裁判所竹田支部